

学校いじめ防止基本方針の概要

(ア) 基本的な考え方

本校の教育目標を念頭に、生徒にとって学ぶことや友だちといることが楽しい学校、通いたくなる学校であるために、授業、行事、部活動など、学校教育活動全般において健全育成を目指す。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(イ) いじめ防止のための組織の概要

いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを受けて「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ対策主任、不登校対策主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

○「いじめ防止対策組織」の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・こころのアンケートや一日観察日、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する
- ・コミュニティ・スクールを活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実

の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

(ウ) 方策の概要

○生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- こころのアンケートやQ-U、教育相談を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
- 申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。

○よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

○いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。

○教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。

○集会等でいじめ未然防止の講話を行う。

○生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

○情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

○日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整える。

○こころのアンケート、教育相談の定期的な実施（各学期1回）や、一日観察日の実施（月1回）を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

○過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。

○PTA役員等、保護者から情報を得るように努める。

○生徒が相談しやすい環境を整える。

- 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- 相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
- 相談室だよりを全家庭に配付して、県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員の相談日を知らせる。
- 電話相談窓口の一覧を全家庭に配付する。

○いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラーや，警察署，児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- 「ネット上のいじめ」への対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- 重大事態への対応
 - 重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告をし，調査組織を設置する。
 - 学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ・不登校対策委員会」を開き，事案に応じて専門家を加えるなどして適切に対応するとともに，関係諸機関との連携を図る。
 - 調査結果については，被害生徒，保護者に対して適切に情報を提供する。

＜一宮市立尾西第二中学校いじめ防止取組の年間計画＞

| | 「いじめ・不登校対策委員会」 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 | |
|-----|----------------|---|--|--|--|
| 4月 | | <ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○現職教育①「学級開き、授業開きについて」 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談室やS・Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の健康） ○情報モラル指導（ネットモラル） | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○こころのアンケート、一日観察日 | <ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○公開授業・公開活動 |
| 5月 | | | ○第1回Q-Uの実施 | ○こころのアンケート、一日観察日 | |
| 6月 | | | ○福祉実践教室 | ○「生活アンケート」 ○こころのアンケート、一日観察日 ○教育相談期間 | |
| 7月 | | | | ○こころのアンケート、一日観察日 | ○個人懇談会 |
| 8月 | | ○現職教育②「校外研修内容の伝達」 | ○職場体験学習（中学2年） ○第1回Q-U結果の分析、情報交換 | | |
| 9月 | | | | ○身体測定 ○こころのアンケート、一日観察日 | |
| 10月 | | ○現職教育③「ケーススタディ」 | ○体育祭（異年齢集団活動） ○合唱コンクール | ○こころのアンケート、一日観察日 | ○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 |
| 11月 | | | ○第2回Q-Uの実施 | ○「生活アンケート」 ○教育相談期間 ○こころのアンケート、一日観察日 | ○学校公開週間 ○教育講演会 |
| 12月 | | | ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○生徒のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ○第2回Q-U結果の分析、情報交換 | ○こころのアンケート、一日観察日 | ○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート |
| 1月 | | | ○保健指導（命の大切さ） | ○身体測定 ○こころのアンケート、一日観察日 | ○小中連携授業参観 |
| 2月 | | ○自己評価 | | ○「生活アンケート」 ○教育相談期間 ○こころのアンケート、 | ○学校運営協議会で学校評価アンケートの分析を行う |

| | | | | | |
|--------|--|---------------------------------|---|--------------------------------|---------|
| | | | | 一日観察日 | |
| 3 月 | | ○評価を基に学校運営協議 会で「基本方針」の見直し | ○卒業生を送る会 | ○こころのアンケート、 一日観察日 | |
| 通 年 | | ○校内のいじめに関する情 報の収集 ○対応策の検討 | ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充 実 ○分かる授業の充実 | ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート | ○あいさつ運動 |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

【重大事態の対応フロー図】

